

府中町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化の促進により、地震災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内において府中町木造住宅耐震診断事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する耐震診断資格者及び同項第2号に規定する国土交通大臣が定める者をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断資格者等が、2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法又は精密診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に居住し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 世帯員全員が過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 世帯員全員に町税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する町内の建築物（以下「補助対象建築物」という。）の耐震診断とする。

- (1) 補助対象者が現に居住していること。
- (2) 補助対象者又は補助対象者の直系尊属が所有者であること。
- (3) 在来軸組構法、伝統的構法又は桝組壁工法による、地階を除く階数が3以下の一戸建ての木造住宅であること。
- (4) 店舗等の用途を兼ねる住宅にあっては、当該住宅の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものであること。
- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する耐震不明建築物であること。

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けていること。

(7) この要綱の規定による補助を受けていない建築物であること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施のために直接要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中町木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町税に滞納がないことを公簿等により確認できるときは、第6号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 住民票の写しその他の申請者の居住場所がわかる書類

(2) 登記事項証明書その他の補助対象建築物の所有者がわかる書類

(3) 建築確認通知書その他の補助対象建築物の建築年月日がわかる書類の写し

(4) 補助対象事業の見積書の写し

(5) 耐震診断を行う者が、耐震診断資格者等であることがわかる書類

(6) 町税に滞納がないことがわかる書類

(7) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは府中町木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは府中町木造住宅耐震診断事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第9条 補助対象事業の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（帳簿等の整備）

第10条 規則第9条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助対象事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、府中町木造住宅耐震診断事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し

(2) 補助対象事業の領収書

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、府中町木造住宅耐震診断事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 3 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、府中町木造住宅耐震診断事業補助金請求書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 6 月 3 0 日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第 1 号	府中町木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書	第 7 条
様式第 2 号	府中町木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書	第 8 条
様式第 3 号	府中町木造住宅耐震診断事業補助金不交付決定通知書	第 8 条
様式第 4 号	府中町木造住宅耐震診断事業実績報告書	第 1 1 条
様式第 5 号	府中町木造住宅耐震診断事業補助金額確定通知書	第 1 2 条
様式第 6 号	府中町木造住宅耐震診断事業補助金請求書	第 1 3 条

様式（省略）